

## 佐倉市危険コンクリートブロック塀等の除却、フェンス等の設置及び緑化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害を未然に防止し、安全かつ快適な緑の街づくりを推進するため、地震時等に倒壊の恐れがある既存の危険コンクリートブロック塀等の除却し、フェンス等の設置又は緑化を行う者に対し、危険コンクリートブロック塀等の除却、フェンス等の設置及び緑化推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 通学路（保護者が児童又は生徒の通学経路を学校に報告し、それらが集約され、佐倉市教育委員会に提出されたものをいう。）又は災害時の避難経路であって次のいずれかに該当するものをいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（同条第2項又は第4項の規定により同条第1項の道路とみなされるものを含む。）

ウ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第1項又は第4項に規定する道又は通路

(2) 危険コンクリートブロック塀等 道路等に面するコンクリートブロック、コンクリートパネル、石材等を用いて築造した塀及び門柱並びにその下部にある擁壁のうち、市長が別に定める基準で危険と判定したものをいう。

(3) フェンス等 危険コンクリートブロック塀等の除却に伴い新たに設置した、コンクリートブロック積（道路等の地盤面からの高さが60センチメートル以下のものに限る。）、独立基礎、軽量フェンス等をいう。

(4) 緑化 危険コンクリートブロック塀等の除却に伴い、道路等から眺望できる位置に第6条に定める基準により生垣を新たに設置し、又は新たに植栽をすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 危険コンクリートブロック塀等の所有者又は管理者

(2) その他市長が適当と認める者

2 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体及び過去にこの要綱に基づく補

助金の交付を受けた者は、補助の対象者としない。

(補助の対象となる危険コンクリートブロック塀等)

第4条 補助の対象となる危険コンクリートブロック塀等は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等が面する道路等と敷地との境界が確定していること。
- (2) 危険コンクリートブロック塀等が建築基準法に抵触していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の除却に要する経費及び除却に伴い発生する資材の処分に要する経費
- (2) フェンス等の設置に要する経費
- (3) 第6条の基準に適合する緑化に要する経費

(補助金の額)

第5条の2 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、25万円を上限とする。

- (1) 前条第1号に掲げる経費 当該経費の2分の1の額とし、除却する長さ1メートル当たり1万円を限度とする。
- (2) 前条第2号に掲げる経費 当該経費の2分の1の額とし、設置する長さ1メートル当たり1万5千円を限度とする。
- (3) 前条第3号に掲げる経費 当該経費の2分の1の額とする。

(緑化の基準)

第6条 緑化の基準は、次のとおりとする。

- (1) 生垣は、次に定める基準により設置するものとする。
  - ア 樹木の高さは、地表から90センチメートル以上とする。
  - イ 生垣の延長は、3メートル以上とする。
  - ウ 樹木の本数は、1メートル当たり3本以上とする。
  - エ 樹種は、ビャクシン類、ヒバ類等以外の難燃性のものとする。
- (2) 植栽は、一般交通の用に供されている道路等から眺望できるもので、次の表の左欄に掲げる樹木の種類に応じ、右欄に定める基準に本数を乗じて算出した面積の合計が8平方メートル以上となるよう設置しなければならない。

高木(高さ3.0メートルかつ幅1.2メートル以上)	1本当たり4平方メートル
---------------------------	--------------

中木（高さ1.5メートルかつ幅0.4メートル以上）	5本当たり4平方メートル
低木（高さ0.4メートルかつ幅0.4メートル以上）	15本当たり4平方メートル

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

- （1）危険コンクリートブロック塀等の除却及びフェンス等の設置に伴い発生した資材については、補助対象者等の責任において適法かつ適正に処分すること。
- （2）補助金の交付を受けた者は、補助金により整備されたフェンス等、生垣又は植栽を常に良好な状態に保つよう努めること。
- （3）危険コンクリート塀等の除却工事が完了した後に、新たに築造するフェンス等、塀及び門柱並びにその下部にある擁壁（以下「擁壁等」という。）は、建築基準法及び関係法令の技術基準に適合していること。
- （4）擁壁等の築造により、敷地内の建築物等が建築基準法及び関係法令に抵触しないこと。
- （5）危険コンクリートブロック塀等は、全てを除却し、又は道路等の地盤面からの高さを60センチメートル以下にすること。
- （6）フェンス等及び生垣を同じ箇所に設置しないこと。
- （7）危険コンクリートブロック塀等の撤去後に残したブロック塀等の直上には、新たなコンクリートブロック積又はフェンス等を設置しないこと。
- （8）フェンス等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間使用しなければならない。ただし、火災、地震等やむを得ない事情により使用できない場合は、この限りでない。

（交付の申請）

第8条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 補助金の申請における添付書類は、次に掲げるものとする。

- （1）補助金事業計画書（別記様式第2号）
- （2）案内図
- （3）危険コンクリートブロック塀等の除却及び処分並びにフェンス等の設置又は緑化に係る見積書の写し
- （4）計画図面

3 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の対象となる工事に着手する

前であって、かつ、当該年度の12月15日までに、交付申請書を提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付(不交付)決定書(別記様式第3号)によるものとする。

(変更の申請)

第10条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請を行おうとする者は、あらかじめ、変更内容について協議するものとする。

2 前項による協議の結果、変更の申請を行う場合は、補助事業変更申請書(別記様式第4号)によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助事業実績報告書(別記様式第5号。以下「実績報告書」という。)とする。

2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 施工前、施工中及び施工後の写真

(2) 施工記録(工程表等)

(3) 発生資材の処分報告書(マニフェスト等)

(4) 危険コンクリートブロック塀等の除却及び処分並びにフェンスの設置又は緑化に要した経費に係る請求書及び領収書の写し

3 実績報告書の提出は、除却工事及びフェンスの設置又は緑化の完了後、速やかに行うものとし、かつ、補助金の決定を受けた日の属する年度の2月15日までに提出しなければならない。

4 実績報告書が提出されたときは、市長は、速やかに報告書の内容に基づいて現地を確認するものとする。

(額の確定)

第12条 市長は、前条第4項の規定による確認の後、補助金の額を確定するものとする。

2 規則第14条に定める交付すべき補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項に定める請求書は、補助金交付請求書(別記様式第7号)とする。

2 申請者は、前条の通知を受けたときは、当該年度の3月31日までに補助金交付請求書を提出しなければならない。

(代理受領)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の受領を、当該補助事業を施行した業者（以下「事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 代理受領を行う事業者は、第8条第1項に規定する申請書を提出するときは、同条第2項に規定する書類に、代理受領予定届出書（別記様式第8号）及び当該代理受領に係る委任状を添付しなければならない。

3 事業者が代理受領を中止するときは、実績報告書を提出する前までに、代理受領予定届出取下車（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 代理受領により補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業が完了したときは、第11条第2項エに規定する書類に代えて補助事業に要した事業費に係る請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び内訳報告書（別記様式第10号）を実績報告書に添付しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に旧佐倉市危険コンクリートブロック塀等の除却及び緑化推進補助金交付要綱（平成17年佐倉市告示第286号）に基づきなされた補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づき補助金の交付を受けたものとみなす。

（有効期限）

3 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成19年10月17日決裁19佐建第280号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日決裁20佐建第293号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成24年3月1日決裁23佐建第971号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規

定は、平成24年3月31日から施行する。

附 則（平成26年2月18日決裁25佐建第967号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月4日決裁26佐建第885号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日決裁佐建第609号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁佐建第655号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日決裁佐建第559号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、令和4年度の予算に係る補助金から適用し、令和3年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月17日決裁佐建第512号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月29日決裁佐財第678号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。